

国民健康保険税率・税額が

改正に

本町の国民健康保険は、国保基金（貯金）を取り崩して

国保基金が残り少なくなっています

国保加入者の負担を軽減しながら運営をしてきました。しかし、近年の医療技術の高度化による医療費の伸びや景気の低迷などによる国民健康保険の減収で赤字が増大しており、税率・税額の改正を行うことになりました。

国保基金は、「貯金」にあたるもので、インフルエンザの流行や急な医療費の増加に備えるためのものです。

これにより、1人当たり平均で年額4,337円、1世帯平均で6,151円の増額になりました。

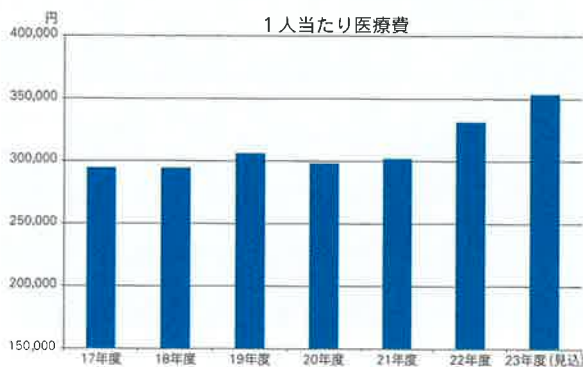
しかし、平成21年度から続く単年度収支の赤字により、平成20年度に約3億8,600万円あった基金の残高が平成24年度には、約1億2,700万円になる見込みです。

加入者の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

医療費が増えています

大山町の被保険者1人当たりの医療費は、増加傾向にあります。

平成22年度における1人当たりの医療費は約33万1千円で、平成23年度では約35万3千円になります。



国民健康保険特別会計の状況

(単位：千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度見込み	平成24年度見込み
収入	2,333,079	2,251,009	2,382,124	2,431,308	2,513,751
うち国保税現年分	423,600	403,895	385,587	391,000	392,531
支出	2,176,194	2,206,150	2,334,198	2,385,182	2,513,460
うち保険給付費	1,419,931	1,418,297	1,559,115	1,625,453	1,684,752
単年度収支	43,730	△112,026	△144,124	△47,957	△111,834
国保基金残高	385,903	386,059	238,963	192,857	126,857

※単年度収支は、繰越金や基金からの収入を除いたものです。

保険税が国民健康保険を支えています

国民健康保険は、万一の病气やケガをした時に安心して診療が受けられるよう、加入者の皆さまが相互に助け合う医療保険制度です。加入者がお金（保険税）を出し合い、県・国の負担金等とあわせて

運営をしています。

加入者の皆さまには、厳しい経済情勢の中での負担の増加となりますが、国民健康保険事業の安定した運営を図り、皆さまが安心して医療を受けられるための改正として、ご理解とご協力をお願いします。

国保税は、4つの算定によって出た額を合計したものです

- 所得割**：基礎控除後の総所得金額等に対するの税率（基礎控除：33万円）
- 資産割**：固定資産税額のうち土地及び家屋に対するの税率
- 均等割**：被保険者1人あたりの税額
- 平等割**：加入世帯1世帯あたりの税額

＜平成24年度 国民健康保険 税率・税額＞

		改正前	平成24年度	納 期 限
医療給付費分 (0～74歳)	所得割	4.72%	5.90%	
	資産割	25.45%	26.60%	
	均等割	18,800円	20,200円	
	平等割	17,000円	17,500円	
後期高齢者 支援金分 (0～74歳)	所得割	1.99%	2.22%	
	資産割	10.50%	10.20%	
	均等割	7,950円	7,300円	
介護納付金分 (40～64歳)	所得割	2.03%	2.54%	
	資産割	12.98%	14.00%	
	均等割	9,200円	9,600円	
	平等割	5,200円	5,500円	